優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

改修用サッシ

Windows for renewal

BLS WR:2009

２００９年１２月２１日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

本基準は、社会の資産としての住宅ストックの有効な形成・活用に寄与する特長も備える住宅部品として定めた基準でもあります。本基準で認定された住宅部品は、「BL－bs 部品」と呼称し、表示されます。
（BL－bs：Better Living for better society）

――――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準

改修用サッシ

Ⅰ．総則
1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 種別
4. 部品の構成
5. 材料
6. 施工の範囲
7. 寸法

Ⅱ．要求事項
1 住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ）のライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2 供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法･納まり等の明確化
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．付加認定基準
1　環境の保全に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準
2　高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準
3　防犯性の向上に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準
Ⅳ．附則

優良住宅部品認定基準
改修用サッシ

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

ＲＣ造住宅の既存サッシ等の改修に使用するサッシ及び窓に適用する。

2. 用語の定義

a）戸：扉、障子等の可動部分をいう。

b）既存サッシの改修工法

1）引抜き工法：既存の建具又はサッシを躯体から撤去し、ホールインアンカーや補助材等を用いてサッシ又は窓を躯体に固定する工法をいう。

2）カバー工法：既存の障子部分だけを撤去し、既存枠の上に溶接又はねじにより補強材等を用いてサッシ又は窓を固定する工法をいう。

3）カバーⅡ工法：カバー工法と同様に、既存の障子部分だけを撤去し、既存枠の上に溶接又はねじにより補強材等を用いてサッシ又は窓を固定する工法で、躯体との取合い部にタイト材を使用したシールを必要としない、引違い及び片袖ＦＩＸ（固定）付き引違いをいう。

4）持出し工法：基本的にはカバー工法と同様で、サッシ又は窓枠を外部に持出して取付ける工法をいう。

5）ノンシール工法：カバー工法の一種で、サッシ又は窓と躯体にできる隙間をサッシ又は窓に予め取付けてあるタイト材で塞ぐことにより、シールを必要としない工法で、主に浴室・便所等小口開口部に取付けられるものをいう。

c）遮音型：音響透過損失が所定の基準を満たすサッシ及び窓をいう。

d）防火型：建築基準法に基づく防火設備のサッシ及び窓をいう。

e）製造場：部品及びそのパーツを製造する場所を示す。自社工場はもとより他社の工場において製造した部品及びそのパーツについてもそれぞれ製造された場所が製造場となる。

f）取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

g）消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。

h）メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

i）インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

j）使いやすさへの配慮：引違いのうち、クレセントの柄を長くしたり、彫込み引手を取付ける等をしたサッシ及び窓をいう。

k）付属品の名称

1）彫込み引手：障子の戸先框（閉鎖時に枠に接するたて框）に手掛けを目的として彫込んだもの、又は彫込んで取付けられた引手金具をいう。(図－1)

2）把手：障子を開閉するために取り付けた握り金物等をいう。　(図－2)

3）下桟：障子の下部に下桟パネルを取付けるために設ける横桟をいう。　(図－3)

4）下桟パネル：車椅子のフットレストが当たることを想定し、障子下部にはめ込むパネル状の

ものをいう。　(図－3)

5) 車椅子用下框：車椅子のフットレストが当たることを想定した下框部材をいう。　(図－4)

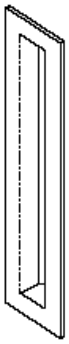

図－１　彫込み引手の例

図－２　把手の例

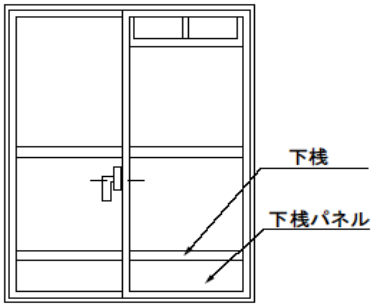

図－3　下桟・下桟パネルの例

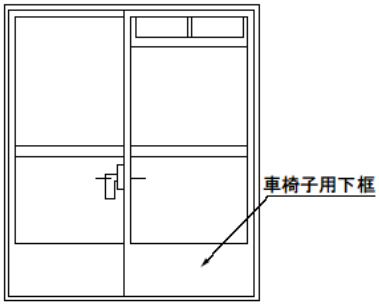

図－4　車椅子用下框の例

l) 単純段差：段差の一方が単純に下がっている段差をいう。

m) 有効開口：障子を開放したとき実際に通過できる幅員をいう。

3. 種別

a) 種別

改修用サッシには表－1のとおり種別を設ける。

表－1　種別

種別
サッシ 窓

b) 種別の定義

1) サッシと：既存住宅のサッシの改修用に用いるＲＣ造住宅用で、ガラスを構成部品としない枠及び戸とする。

2) 窓：既存住宅のサッシの改修用に用いるＲＣ造住宅用で、ガラスを必須構成部品とした枠及び戸とする。

4. 部品の構成

a) サッシ及び窓の構成部品は、表－2を対象とする。

表－2　サッシ及び窓の構成部品（1）

開閉形式	構成部品名	構成の別(注)	備考
共通	枠材（上枠、下枠、竪枠）	●	
	框材（上框、下框、竪框）	●	
	小ネジ又はボルト類	●	
	気密材	●	
	たて骨	△	
	中骨	△	
	方立	○	
	無目	○	
	たて桟	△	
	中桟	△	
	押縁	△	
	エッジ材	△	
	額縁	△	
	網戸	△	
	網戸レール	△	引き形式（上げ下げは除く）の場合は●
	把手	△	
	水切り	△	
	木ネジ又はリベット類	△	
	アンカープレート類	●	
	ガラス	△	窓の場合は●
	セッティングブロック	△	窓の場合は●
	シーリング材またはガスケット	△	窓の場合は●（ガラス廻りの押え）

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表－3　サッシ及び窓の構成部品（2）

開閉形式		構成部品名	構成の別(注)	備考
引き	引違い 片引き 引分け 上げ下げ	ロック付きクレセント	●	
		鍵付きクレセント	△	
		は引き寄せハンドル（グレモン締まり）	△	
		補助錠	△	
		戸車	●	
		引手	△	
		はずれ止め	●	
		戸当り	●	
		振れ止め	●	
		換気機構	△	
		補助手すり	△	引違いの竪枠内部側に取り付けられるものとする。
開き	内倒し	トップラッチ	●	
		ヒンジアーム	●	
		ガラリ	△	
	片・両開き すべり出し たてすべり出し	カムラッチ	●	
		アーム	●	
		グレモン締り	△	
		ストッパー機構	△	
	片開きドア	丁番	●	
		握玉又はレバーハンドル付空錠	●	
		レバーストッパー	●	
		ドア・クローザ	△	

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b）使いやすさに配慮したサッシ及び窓の構成部品は、表－2、3サッシ及び窓の構成部品の他、表－4を対象とする。

表－4　使いやすさに配慮したサッシ及び窓の構成部品

開閉形式		構成部品名	構成の別(注)	備考
引違い	引違い	彫込み引手	●	

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

c）サッシ及び窓の構成要件

サッシ及び窓の構成要件は表－5 を対象とする。

表－5　サッシ及び窓の構成要件

開閉形式		構成要件（注）	
引き	引違い（片引き及び引分けを含む）上げ下げ	換気機構付	△
		換気機構無 遮音型サッシ及び遮音型窓の場合	●
		引違いは、室内側の障子が先にはずせること	●
		引違いの内外障子は、やり返しができること	●
		下枠と一体となった網戸レールを有していること。又はネジ等で連結した網戸レールを有していること。（上げ下げは除く）	●
		片開きドアと、相互に連窓にできるよう方立が用意されていること	●
		段窓にできるよう無目が用意されていること	●
		連窓、段窓等のための FIX（固定）が用意されていること	●
		補助手すりは、引違いの竪枠内部側に取り付けられる選択構成部品とする。	△
開き	内倒し	ガラリ無	●
		ガラリ付	△
		網戸は内側から脱着できること	●
	すべり出し	ガラス外側の清掃のため、上枠と上框の間が 50㎜以上開放できること。ただし、危険防止のためやむをえない場合または、室外側のガラスが廊下・バルコニー等　から清掃できる場合は、この限りではない。	●
	片・両開き たてすべり出し	—	●
	片開きドア	引違いと相互に連窓にできるよう方立が用意されていること	●
FIX（固定）		連窓、段窓等のため用意されていること	●

注）構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

5. 材料

a）構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明されたものを対象とする。

b）ガラス

1）サッシに用いるガラスは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象としていること。

2）窓に用いるガラスは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

c）シーリング材及びガスケット

サッシ及び窓のガラス押えに用いるシーリング材及びガスケットは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

d) セッティングブロック

1) サッシ及び窓に用いるセッティングブロックは、エチレン-プロピレンゴム、クロロプレンゴム、シリコーンゴム及びポリ塩化ビニル、又はこれと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

2) サッシ及び窓のガラス押えに用いるシーリング材がシリコーンシーラントで、セッティングブロックと接触する場合は、耐シリコーンタイプと証明されたものを対象とする。

6. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a) 枠の既存サッシ枠への固定
b) 補助部材の既存サッシ枠への固定
c) 戸の吊り込み
d) ガラスのはめ込み及び固定（窓の場合）
e) 必須構成部品の調整・検査
f) 選択構成部品の取付け及び調整・検査
g) セットフリー部品の取付け及び調整・検査

7. 寸法

a) サッシ及び窓の製品に対する寸法公差は、JIS A4706:2000「サッシ」によるものを対象とする。

b) サッシ及び窓の寸法要件

1) 取付け後の開口部狭まり寸法
サッシ及び窓取付け後の開口部内法寸法は、著しく狭まらないものを対象とする。

2) 他部品、部材とのインターフェイス
枠は、躯体仕上げ面のクリアランスに対応できるものを対象とする。

3) 枠見込寸法
サッシ及び窓の枠見込寸法は 70 ㎜以上のものを対象とする。なお、ここでいう枠見込寸法とは、竪枠の額縁取付けのアングルを除く見込寸法をいう。

Ⅱ. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 気密性
サッシ及び窓の気密性は、JIS A4706:2000 「サッシ」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

b) 水密性
サッシ及び窓の水密性は、JIS A4706:2000「サッシ」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

c) 遮音性
サッシ及び窓の遮音性は、所定の遮音性（音響透過損失）を有し、その遮音性を明確にすること。

d) 結露対策

サッシ及び窓は、結露水に対して対策を講じてあること。

e) 開閉力

サッシ及び窓の開閉力は、開閉形式が引違い、片引き及び引分けの場合には、所定の開閉力で開閉できること。また、開閉形式がそれ以外の場合には、円滑に操作できること。

f) 操作部の操作部

1) クレセント等の施錠部は、円滑に操作できること。

2) ハンドル等の操作部は、円滑に操作できること。

3) 引手等は、開閉しやすい形状を有していること。

g) 使いやすさに配慮したサッシ及び窓の操作部

操作部（彫込み引手、クレセント）は、適切な取付け位置、寸法、形状であること。

h) 窓のガラス溝

窓の場合のガラス溝の大きさ（面クリアランス、エッジクリアランス及び掛り代）は適切であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 耐風圧性

1) サッシ、窓及び片開きドアの耐風圧性は、JIS A4706:2000「サッシ」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

2) 窓に使用するガラスは、風圧力に対する安全性が確かめられたものであること。

b) 戸先かまち強さ

引違い、片引き及び引分けの戸先かまち強さは、耐風圧の等級Ｓ－５以上のサッシ及び窓において、JIS A 4706：2000「サッシ」に定めるかまち強さに適合すること。

c) 剛性

片開きドアの剛性は、扉を90°開いた状態で所定の荷重において、残留変異が小さく、開閉に異常がなく、かつ、使用上支障がないこと。

d) はずれ止め

引違い、片引き及び引分けの場合には、戸のはずれ止め機構を有していること。

e) ストッパー機構等

開閉形式が開き等は、ストッパー機構又はこれに代わるあおり止め機構を有していること。ただし、開きドアはドア・クローザ等の自動閉鎖機構でもよい。

f) 耐薬品

必須構成部品がプラスチックの場合には、一定の耐薬品性を有していること。なお、除去できない薬品がある場合には、取扱説明書等に明記し説明されていること。

g) 接合耐力ねじの取付け方法

接合耐力ねじは、JIS B1125:1995「ドリリングタッピンねじ」に規定するステンレスドリリングタッピンねじとし、所定の取付け間隔及び取付け位置であること。

h) 引張り抵抗形式のねじ受け材

引張り抵抗形式のねじ受け材は、十分な引張り強度を得るために、所定の厚さを有すること。

i) 下枠強度

持出し工法の場合の引違い及び片開きドアの下枠強度は、所定の荷重において塑性変形がなく、たわみ量が少ないこと。

j) 補助手すり

1)補助手すりは､優良住宅部品認定基準(歩行･動作補助手すり)のⅡ.要求事項の１　1.2　1.2.1
機械的な抵抗力及び安定性の確保の動作補助手すりの要求性能を満たすこと。
2) 補助手すりは､優良住宅部品認定基準(歩行･動作補助手すり)のⅡ.要求事項の１　1.2　1.2.2
使用時の安全性及び保安性の確保の動作補助手すりの要求性能を満たすこと。

k) 使いやすさに配慮したサッシ及び窓の操作部
彫込み引手の取付け部位から、室内側に雨水等が侵入しない取付け方法となっていること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状、加工の安全
通常の使い方で開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。

b) 仕上がりの安全
見えがかり箇所は、バリ、メクレ、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。

c) 使いやすさに配慮したサッシ及び窓の操作部（彫込み引手、クレセント）等
1) 操作部は、適切に取付けられていること。
2) 操作部等の形状、寸法、取付け位置は、安全であること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 構成部品に使用する材料の室内空気汚染への対策
構成部品に使用する材料に対し、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

a) 火災に対する安全性の確保
防火性能を必要とするサッシ及び窓は、建築基準法第２条第九号の二のロに規定する防火設備であること。

1.3 耐久性の確保

a) 耐久性
1) サッシ及び窓は、耐久性を損なうこと（異種金属材料間の接触腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材腐れ等の発生）がないように措置されていること。
2) 開閉耐久性
サッシ及び窓の開閉耐久性は、所定の回数開閉を繰り返した後も異常なく開閉し、使用上支障がないこと。

b) 排水性
既存サッシと新設サッシの間に雨水等が入った時排水できること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、断熱型の場合は必須要求事項とし、その他の場合は任意選択事項とする）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 改修用サッシ及び改修用窓のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO 9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 雨水の浸入を防止する機能の部分又は機能に係る瑕疵　１０年

2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵　２年

運用方針：

無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

別に定める事項
1　住宅用途以外で使用した場合の不具合
2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3　メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動・分解などに起因する不具合
4　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
5　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
6　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
7　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換の頻度・時期を明らかにすること。
d)住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

サッシ及び窓に関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

サッシ及び窓の使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

サッシ及び窓の専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

サッシ及び窓の施工について、少なくとも次の事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

a）「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

b）品質保証に関する事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

運用方針：
・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。
なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ．付加認定基準

1　環境の保全に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準

サッシ及び窓で、環境の保全に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

a）Ⅱ．要求事項の 1.1 機能の確保の断熱性については、所定の断熱性（熱貫流率）を有し、その断熱性を明確にすること。

b）Ⅱ．要求事項の 1.4 環境に対する配慮は、必須要求事項とする。

2　高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準

サッシ及び窓で、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

a）Ⅰ．総則 4.部品の構成 a）サッシ及び窓の構成部品については、表－8 に示す構成部品を有すること。

表－8　構成部品

開閉形式	構成部品名	構成の別（注）	備考
引違い	把手	●	外部に把手を取り付ける場合は、外側の戸（障子）の戸先部に限る。
	解放補助機構付き把手	●	
	下桟	●	車椅子用下桟を●とした場合は△とする。また、ＦＩＸ（固定）も同様とする。
	下桟パネル	●	
	車椅子用下桟	●	下桟・下桟パネルを●とした場合は△とする。また、ＦＩＸ（固定）も同様とする。

注)構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

b）Ⅱ．要求事項 1.1 機能の確保について、把手は適切な取付け位置、寸法、形状であること。

c）Ⅱ．要求事項 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保について、操作部は、適切な防水性、水や光に対する耐候性を有すること。

d）Ⅱ．要求事項 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保について、次を具備すること。

1）把手

① 把手は適切に取り付けられていること。

② 把手の形状、寸法、取付け位置は、安全であること。

3　防犯性の向上に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準

サッシ及び窓で、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

a）Ⅰ．総則の 4. 部品の構成 a）サッシ及び窓の構成部品については、表－7 に示す構成部品を有すること。

表－7　サッシ及び窓の構成部品

開閉形式		構成部品名	構成の別(注)	備考
共通		中骨	△	引違いの場合は不可
		ウインドウフィルム	△	
引き形式	引違い 片引き 引分け 上げ下げ	補助錠	●	補助錠をクレセントに代えてもよい。

注)構成の別

●:(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△:(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) Ⅰ. 総則の 5.材料 b) ガラスについて、次を具備すること。

1) サッシに用いるガラスは「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスを使用することとしていること。

2) 窓に用いるガラスは「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスを使用すること。

c) Ⅰ. 総則の 5. 材料について、次を具備すること。

1) ウインドウフィルム

① サッシに用いるガラスに貼るウインドウフィルムは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有し、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたウインドウフィルムを使用することとしていること。

② 窓に用いるガラスに貼るウインドウフィルムは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有し、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたウインドウフィルムを使用すること。

d) Ⅱ. 要求事項の 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保については、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定める侵入手口について、攻撃の開始から 5 分間以上人体が通過できないものであること。

Ⅳ. 附則

1．この認定基準（改修用サッシ）ＢＬＳ ＷＲ：２００９）は、２００９年１２月２１日から施行する。

2．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ）ＢＬＳ ＷＤＣ：２００７）の改修用に係る項目は削除する。

3．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

4．この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（改修用サッシ）

解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（改修用サッシ）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の制定及び改正内容

１．認定基準の制定

現行の「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」認定基準は新築を対象としたサッシに、付加認定基準として改修用サッシを含めている。改修用は、近年、サッシを改修する需要が高まってきていると共に､要求される性能も新築用とは異なっているなど多様化してきている｡このため現行｢サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」認定基準を分割し、改修用は別品目の「改修用サッシ」認定基準として制定した。

２.「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」認定基準からの改正

a）種別の設定

サッシ及び窓の種別を設定した。

b）Ｂ型及びＣ型の廃止及び遮音性能の統合

1)「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」のＢ型Ｃ型はかならず有していなければならない寸法を定めていたが、これらは任意の寸法での製作が可能なことから一般型に統合した。

2）遮音性能は、「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」一般型・Ｂ型及びＣ型においてそれぞれ所定の性能を要求していたが、統合に伴い一般型及び遮音型としてそれぞれ所定の性能を要求することとした。

c）開閉耐久性を追加

改修用サッシ及び窓の開閉耐久性は、所定の回数開閉を繰り返した後も異常なく開閉し、使用上支障がないことの要求を追加した。

d）適切な施工の担保及び情報提供の変更

「施工に関する情報提供」において情報提供することとしていた要求事項を「適切な施工の担保」の「施工方法・納まり等の明確化」に移行し、同項に挙げた要求事項を「施工に関する情報提供」において情報提供することに変更した。

e）付加認定基準（BL-bs）への移行

長寿社会対応サッシ及び窓は、品確法の等級３以上に相当する性能を要求しているが、その中の等級５に相当する性能を、品確法の性能表示基準で使用されている高齢者等への配慮に関することの用語を引用して高齢者等への配慮型とし、ＢＬ-bs として付加認定基準に移行した。

Ⅱ　要求事項の根拠

１．遮音性能

「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」は主としてＲＣ造等の集合住宅などに使用するサッシであるが､これらの住宅の質の向上にとって遮音性は重要な性能であることから、ＢＬでは遮音性を規定することとしてきたが、　「品確法評価方法基準」の「音環境の透過損失等級（外壁開口部)」の制定に基づきこれと整合するよう、音響透過損失が 20dB 以上（$R_{m(1/3)}$の水準 20dB 以上　等級２）の性能を求めることとした。

また、騒音の激しい環境下に建てられる住宅に使用されることを想定した「遮音型サッシ」については､「品確法評価方法基準」の「音環境の透過損失等級（外壁開口部)」に基づき、音響透過損失が 25dB 以上（$R_{m(1/3)}$の水準 25dB 以上、等級３）の性能を求めることとした。

ただし、「Ｂ型サッシ」、「Ｃ型サッシ」の場合の音響透過損失の測定周波数帯域は、JIS A 4706（サッシ）における 125Hz～4,000Hz としてきた経緯があることから測定方法については、「品確法」の$Rm_{(1/3)}$ の水準での測定周波数帯域（100Hz～2,500Hz）と整合することとし、この周波数帯域での音響透過損失の平均値に読替えを行って、「Ｂ型サッシ」では 21dB 以上、「Ｃ型サッシ」では 25dB 以上とすることにした。

２．環境に対する配慮【Ⅱ．1.4】（任意選択事項）

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003年に当財団、(社)リビングアメニティ協会及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取組み等を評価することとした。

a）製造場の活動における環境配慮【Ⅱ．1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、ISO14001等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令(騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など)に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

b）住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮【Ⅱ．1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

① 材料の調達時等における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.1】
② 製造・流通時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.2】
③ 施工時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.3】
④ 使用時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.4】
⑤ 更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.5】
⑥ 処理・処分時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.6】

３．供給者の供給体制等に係る要求事項【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

a）適切な品質管理の実施【Ⅱ．2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法としてISO9001等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、ISO9001と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

b）適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ．2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

c）適切な品質保証の実施【Ⅱ．2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し10年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「別に定める免責事項」*を保証書等に記載することを要求した。また、保証期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

＊：「別に定める免責事項」

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3 メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動･分解などに起因する不具合
4 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
5 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
6 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
7 火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合

d）確実な供給体制の確保【Ⅱ．2.2.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。

e）維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ．2.2.3.1】

全てのＢＬ部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

f）補修及び取替えへの配慮【Ⅱ．2.2.3.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報が適切にリレーされず、使用者等に必要な情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品(消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品)の有無やその交換頻度(交換条件等を含む)の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいため、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度とともに使用者等へ情報提供を行い、住宅部品が使用されることが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」*1、と「製品保証期間」*2等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われないよう環境整備に努める。

＊１：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

＊２：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している保証期間をいう。製品の初期

不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の保証は行っていないケースが多い。

g）確実な維持管理体制の整備【Ⅱ．2.2.4】

全てのＢＬ部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

h）適切な施工の担保【Ⅱ．2.3】

従前からの全ての部品への要求事項としての適切なインターフェースの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、不適切な隠蔽部位の寿命構成や、納りの不適切さによって生ずる、本来の改修目的以外の部位の工事の抑制などの観点からインターフェースを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい納りなどを設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

４．情報の提供に係る要求事項【Ⅱ．3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。

a）基本性能に関する情報提供【Ⅱ．3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう、また、消費者が誤解しないよう、部品選択時において情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようなお願い事項等が必要である。

b）使用に関する情報提供【Ⅱ．3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書においてＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

c）維持管理に関する情報提供【Ⅱ．3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

d）施工に関する情報提供【Ⅱ．3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、ＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

５．ガラスを必須構成部品とした「窓」の種別

従来のサッシ（RC造住宅用サッシ）の認定は、枠と障子（可動部）を認定対象としており、ガラスは認定対象に含まれていない。しかし、窓としての性能は、ガラスと一体となって

発揮されるものである。また、サッシ及びガラスを同一企業で認定を受けることは、責任体制の一元化が行われることとなり、このことは消費者にとっても望ましいと思われることから、ガラスを含めた「窓」を認定対象に加えている。

6．断熱性能【Ⅲ. 付加認定基準（2）断熱型サッシ、（4）改修用断熱型サッシ】

平成 17 年 4 月閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において設定された排出二酸化炭素削減目標を達成するためには、住宅の省エネルギー化も社会的な重要課題となる。住宅の暖冷房エネルギー削減のためにはその断熱性能を向上させることが必要である。ベターリビングでは、住宅の断熱性能向上のための重要なポイントとなる開口部の断熱性能を推進するため次の事項を定めている。

a）断熱型サッシ

主に新築時に使用される、「断熱型サッシ」（既存の認定品目サッシ（RC 造住宅用サッシ）において区分され、認定が行われている）を、環境保全（省エネ）への社会的要請を先導する住宅部品「ＢＬ−ｂｓ部品」（ＢＬ−ｂｓ：Better Living for better society）としている。断熱性能の等級は、省エネ基準の熱貫流率に整合しているが、省エネ法で定められた等級をさらに分割し、省エネ、地球温暖化防止に寄与する製品を明確に示している。ＢＬの名称ではＳ型がⅠ・Ⅱ地域、１型・２型がⅢ地域、３型・４型がⅣ・Ⅴ地域で使用されるサッシとなる。したがって、１型がⅢ地域、３型がⅣ・Ⅴ地域で省エネ・地球温暖化防止に寄与する優れた製品となる。

b）改修用断熱型サッシ

新築住宅は、省エネ法・住宅の性能表示制度の普及により開口部の断熱化が進んでいる。しかし、現在の省エネ法が施工される前に建設された住宅の多くはこの基準を満たしていない。これらの住宅の占める割合が、現在ある住宅の中で圧倒的に大きい。したがって、これらの住宅の開口部の断熱化を推進することが、温暖化防止に重要となる。そこで、改修時に使用される、「改修用サッシ」のうち、改修後に新築用サッシの断熱性能のＢＬ基準を満たすことが確認されたサッシを、環境の保全に寄与する特長（省エネ）及び社会の資産としての住宅ストックの形成・活用に寄与する特長（ストック活用）を有する「ＢＬ−ｂｓ部品」とした。「改修用断熱型サッシ」は、既存の枠（ＫＪ対応）に改修工法（カバー工法）等を用いて取り付けられるものであるため、試験は既存枠を再現して製作された試験体にて行うこととしている。ただし、「改修用断熱サッシ」の試験を行った際に用いた「断熱型サッシ」の性能が確認されており、同じ工法で使用する場合は、より断熱性能の優れた「断熱型サッシ」の試験は省略することができる。

Ⅲ　その他

1．「断熱型サッシ」の結露について（参考）

断熱型サッシの断熱性能は、サッシ枠、框、ガラス個々の断熱性能の総合であり、JIS A 4706（サッシ）によれば、熱貫流率という一つの指標で表示、判断することとなっている。

しかし、熱貫流率としては、ある等級を満足する場合であっても、枠、框、ガラスの材質や、見付寸法の違いにより、部分的には等級の求める性能を下回るため結露するという問題が発生する。

BL 断熱サッシは、この様な熱貫流率による評価では不十分とし、従来より結露しにくさを評価することとした。

この結露しにくさの評価は以下による。

温度低下率及び表面温度指標（ＳＴＩ）の求め方は下記のとおりである。参考として結露のしにくさの指標を示す。（詳細は「性能試験方法書」を参照のこと。）

$$P_x = (\theta_{ha} - \theta_x) / (\theta_{ha} - \theta_{ca})$$

$$STI = (\theta_x - \theta_{ca}) / (\theta_{ha} - \theta_{ca})$$

P_x　：　温度低下率
STI　：　表面温度指標
θx　：　求める部位の表面温度（℃）
θha　：　加熱側空気温度（℃）

θｃａ：　冷却側空気温度（℃）
（参考）　結露のしにくさのＳＴＩの指標を以下に示す。
STIａ　：　０.６以上　　結露しにくい
STIｂ　：　０.４以上０.６未満　　やや結露しやすい
STIｃ　：　０.４未満　　結露しやすい

２．基準改正の履歴

【2008 年 10 月 1 日公表・施行】

a）附則の追記

既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は、旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2007 年 11 月 30 日公表・施行】

a）ガラスを必須構成部品とした種別「窓」の新設

現行の認定対象は、枠･障子のみを対象としているが、窓としての性能は、ガラスが組み込まれて発揮されるため、ガラスを必須構成部品とした「窓」を新設する。この場合の以下の項目について規定を追加した。

1）「必須構成部品」としてのセッティングブロック及びシーリング材またはガスケット。
2）「施工の範囲」としてガラスのはめ込み及び固定。
3）「安全性の確保」として窓のガラスにおける風圧力。
4）「適切なインターフェイスの設定」としてガラス溝の大きさ及びガスケット又はシーリング材の種類。
5）「施工に関する情報提供」としてガラスの施工方法。
6）付加認定基準（BL-bs（防犯））へのガラス及びウィンドウフィルムの防犯性能。

b）断熱型サッシ、改修用サッシおよび改修用断熱型サッシの付加認定基準（BL-bs）の制定および関係種別の廃止

1）断熱型サッシに関する要求性能を付加認定基準（環境の保全に寄与する特長）に移行した。
2）改修用サッシに関する仕様・要求性能を付加認定基準（社会の資産としての住宅ストックの形成・活用に寄与する特長）に移行した。
3）断熱性能を有する改修用サッシを付加認定基準（環境の保全に寄与する特長及び社会の資産としての住宅ストックの形成・活用に寄与する特長）として制定した。

【2006 年 7 月 25 日公表・施行】

a）すべり出し窓上部開放の要件の変更

すべり出し窓の要件として、ガラス外側の清掃のため、上枠と上框の間が 50 ㎜以上開放できることを定めているが、隙間から清掃具等が落下した場合に危険があるなど、高所に設置するような場合は、適用しないこととした。

b）付加認定基準（ＢＬ－ｂｓ基準）のガラス等に関する規定の変更

これまで防犯サッシは、防犯ガラスとセットでの使用を求めてきたが、今年 4 月より防犯官民合同会議のＣＰマーク表示制度でサッシ、ガラス、錠前について、それぞれ単体でもＣＰラベル表示をして出荷することとなったため、認定基準から防犯ガラスを使用する旨の規定を削除し、防犯ガラスを使用すべきである旨を情報提供することと追加して規定した。

【2005 年 12 月 28 日公表・施行】

a）　認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

1）認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

2)認定基準の充実

① 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ．1.4】

改正前のサッシ（RC造住宅用サッシ）認定基準においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

② 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

ⅰ)維持管理体制の充実【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

ⅱ)消費者等への情報提供【Ⅱ．3】

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

b) 付加認定基準の制定

付加認定基準の対象とする特長を「防犯性の向上に寄与する特長」とし、防犯性に係る要求性能を認定基準の「1.2.2　使用時の安全性及び保安性の確保」に「ｄ）防犯上の安全」を追加して規定した。

防犯上備えるべき性能は、当該部品を狙った侵入手口として判明している５つの手口に対応する試験において、いずれに対しても、侵入を５分間以上防ぐ性能とした。

また、窓の防犯性能においては、組み込まれるガラスの防犯性能も重要となることから、ガラス（ウィンドウフィルムを貼ったガラスを含む）についても同様に判明している３つの手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ性能を有するガラスを組み込むことを前提に供給されるよう規定した。

c) 評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。

d) 様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

e) ＜参考＞資料の記載位置の変更

改正前の認定基準においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

【2005 年 9 月 9 日公表・12 月 1 日施行】

施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9.(4)　12.(1)(2)(3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2003 年 11 月 28 日施行】

改修用アルミサッシＢ型の選択構成部品として「補助手すり」を追加

【Ⅲ １．1-1.2)、２．2-4.3)】

最近、昭和４０年代に建設された中高層住宅のリニューアルの際に利用する改修用アルミサッシとして、開口部の室内・ベランダ間の出入り段差における高齢者等への配慮から、サッシ枠に補助手すりを付けた改修用サッシが提案されてきている。

一方、ＲＣ造住宅用サッシに係る認定基準においては、推奨選択基準として改修用アルミサッシに関する基準があるものの、そのような補助手すりについては想定していない。又、長寿社会対応サッシは、段差解消や一定以上の幅員等を求めているため、改修に用いることが難しい。

以上のことから、Ｂ型改修用サッシの選択構成部品として「補助手すり」を追加すると共に、当該補助手すりが満たすべき各種の強度、納まり寸法及び補助手すりとサッシ召し合わせ框の空き寸

法について要求性能を定めた。なお、各種の強度及び納まり寸法については、歩行・動作補助手すりのうち、動作補助手すりに係る認定基準を、補助手すりとサッシの召し合わせ框との空き寸法については、本認定基準の長寿社会対応型サッシに係る認定基準を基に規定した。

【2003 年 6 月 2 日施行】

a)構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更【Ⅱ 7.(4)．1）】

従来、ＢＬ認定部品のホルムアルデヒド対策については、該当部品（構成部品として木質系の部材を有するもの）の基準において、ＪＩＳ、ＪＡＳで定められている最高等級レベル（旧等級区分E_0、FC_0）のものを要求してきたが、この度、シックハウス対策のための改正建築基準法（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）が平成15年7月1日に施行されることに伴い、「シックハウスに係る技術的基準」で定める内容を採り入れることとした。

本ＢＬ認定基準の「建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。」とは、いわゆる規制対象外の材料を使用した構成部品を指している。これは、ホルムアルデヒドの発散速度0.005mg／㎡ｈ以下、JIS、JASで定める等級区分Ｆ☆☆☆☆相当のものである。

また、「同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの。」は、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料について発散速度0.005mg／㎡ｈを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもので、規制対象外の建築材料とみなされる。

改正基準法では、建具の回り縁等軸状のものについては対象外となっているが、本ＢＬ認定基準では他に先述と同等の性能を有するものとして、基準本文に記載する試験により発散速度0.005mg／㎡ｈ以下が確認されたものでもよいものとした。ただし、この場合、試験は第三者試験機関で行うものとする。

b)ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け【Ⅱ 7.(4)．2）】

ユーザーが部品選択や性能確認をし易いように、当該部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分の表示を義務付けることとした。

参考　内装仕上げの制限（建築材料の区分）＜シックハウスに係る技術的基準より抜粋＞

表- 1

ホルムアルデヒドの発散速度	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた建築材料	内装の仕上げの制限
	名称	対応する規格		
0.12mg／㎡ｈ超	第１種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASの旧E_2、FC_2相当無等級		使用禁止
0.02mg／㎡ｈ超 0.12mg／㎡ｈ以下	第２種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASのF☆☆（旧E_1、FC_1）	第20条の５第２項の大臣認定（第２種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料とみなす）	使用面積を制限
0.005mg／㎡ｈ超 0.02mg／㎡ｈ以下	第３種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASのF☆☆☆（旧E_0、FC_0）	第20条の５第３項の大臣認定（第３種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料とみなす）	
0.005mg／㎡ｈ以下		JIS、JASのF☆☆☆☆	第20条の５第４項の大臣認定	制限なし

室内空気質対策の一環として取上げられているホルムアルデヒド対策について、対象を明確にした。ａ.～ｃ.については、構成材料についての考え方であるため「１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」と項目を設けた。また、従前のｄ．については部品選択時に伝えてほしい情報のひとつであるため「２）部品選択時における情報提供」の項目を設け

、部品供給側からこの内容に沿った配慮が必要なケースと範囲を明確にした。

「２）部品選択時における情報提供」は、ホルムアルデヒド低減対策が施された部品を設置するために使用する補強材や接着剤などにも注意を払うこととしている。ついては、設計者、施工者及びエンドユーザーそれぞれの立場で（設計前、施工前、購入前）情報を共有し、対策の必要性を意識してもらえるよう、情報提供すべきである。なお、エンドユーザーに情報提供する方法として、製品カタログ、チラシ、技術資料等が考えられる。直接エンドユーザーに情報提供できない場合にあっては、設計者用資料等に「エンドユーザーへ提供してほしい情報」として必要事項を記載するなど、確実に情報を伝える方法が考えられる。

また、構成部品としてホルムアルデヒド対策の必要がない場合は、部品供給側からの情報提供の必要はない。

さらに、JIS A 5905(繊維板)におけるＨＢ(ハードボード)について、ホルムアルデヒド放出量にかかる規定は定めていないが、ＭＤＦと同様にホルムアルデヒド放出量を、0.5mg／Ｌ以下に抑えることが望ましい。

b)ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行【Ⅱ 7.(4) 1)、2)】

「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された建材の市場への供給量が増加してきたこともあり、事前に告知していた通り、「Ⅲ.２.推奨選択基準」で要求していた性能を、平成１３年１０月１日付で「Ⅱ.基礎基準」へ移行し公表した。

また、「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が必要となる既認定品については、平成１４年３月３１日をもって新基準「Ⅱ 7.(4) 1)、2)」に対応すべく、変更申請により移行する。

改正前の基準では、鍵付きクレセントは「選択構成部品」の中で規定しており、補助錠については特に規定していなかった。２００１年に公布された「防犯に配慮した共同住宅に係わる設計指針」に基づき、窓からの不正な進入を防止するための安全対策として「鍵付きクレセントまたは補助錠」を必須構成部品（セットフリー部品）の中で規定した。

基準中で引用しているＪＩＳ規格番号の年号を新しいものに変更した。今回の整理をおこなっても、ＪＩＳの内容は同じであり、一部の表記方法が変更されただけで、本基準そのものに影響はない。

住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号)」第３条第１項の規定に基づく「日本住宅評価方法基準（平成１２年建設省告示第1652 号)」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準に該当するよう、認定基準の一部を改正した。また、参考としてＢＬ部品が相当する等級を示した。

なお、住宅性能表示制度の評価方法基準のうち省エネルギー対策等級、透過損失等級（外壁開口部)、ホルムアルデヒド対策(内装)等級、耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））においては、サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ）以外の部位についても基準を定めており、これらと併せて等級表示が可能となることから、ここで示す基準は、あくまでも住宅全体の性能を等級表示する際に有効な一部位についてのものである。

また、住宅性能表示制度に関連し、評価方法基準と整合が図られている規定については、当該規定の記述の箇所に 住宅性能表示制度関連 と記載している。　この規定への適合性が第三者による試験データ等をもって評価されたＢＬ認定部品については、住宅性能表示制度において所要の性能を有する住宅部品として取り扱われることとなる。

１）品確法評価方法基準「２．火災の時の安全性に関すること」「２－５　耐火等級（延焼のある部分（開口部)」に関して適合性評価ができるよう、推奨選択基準として「防火型サッシ（防火設備)」の基準を設けた。

２）品確法評価方法基準「６．空気環境に関すること」「６－１ホルムアルデヒド対策(内装)」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準にホルムアルデヒド放散レベルが日本農林規格(JAS)のF_{CO}等級レベル及び日本工業規格(JIS)のE_0等級レベルの材料を対象とする基準を設けた。

なお、日本工業規格(JIS)の対象となる特定木質建材については、流通しているE_0等級レベルのもものが現時点では少ないことから、その適用に猶予期間を設け、改正認定基準の適用時期を平成１３年１０月１日とした。したがって、平成１３年９月３０日までは本文に記述した枠囲いの旧基準を基礎基準として適用するとともに、平成１３年１０月１日以降に基礎基準となる規定を、暫定的に推奨選択基準として適用している。

３）品確法評価方法基準「８．音環境に関すること」「８－１　透過損失等級（外壁開口部)」に関

して適合性評価ができるよう、推奨選択基準の中に「遮音型サッシ」を設けた。

４）品確法評価方法基準「５．温熱環境に関すること」「５－１省エネルギー対策等級開口部の断熱性能等に関する基準」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準の中で断熱性能を求めた。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【Ⅱ　１２．（１）（２）】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し 10 年以上の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【2000 年 10 月 10 日公表・施行】

a)基準の統合　【Ⅰ．品目】

ＢＬのサッシの認定基準の統合化の一環として、「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ・アルミサッシ)」と「サッシ（断熱型サッシ)」、を統合する形で「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ)」を基準化した。

b）基礎基準で遮音性を規定【Ⅱ．７．(1)．3）】

「気密性」、「水密性」、「耐風圧」の基本３性能以外に、音響透過損失の平均値が 20dB　以上（$R_{m(1/3)}$の水準 20dB 以上、品確法評価方法基準の等級２）の遮音性を規定した。

c）標準化選択基準で「アルミサッシＢ型」、「アルミサッシＣ型」を規定【Ⅲ．２．(1）】

従来「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ・アルミサッシ)」の推奨選択基準で規定していた「アルミサッシＢ型」及び「アルミサッシＣ型」」は、構成・寸法及び性能等が細かく定められていることから、標準化選択基準の中で規定した。

d）推奨選択基準で断熱性を「断熱型サッシ」として規定【Ⅲ．２．(1）】

熱貫流率が４．６５Ｗ／（㎡・Ｋ）以下の断熱性をもつサッシを「断熱型サッシ」として推奨選択基準で規定した。

e）推奨選択基準で遮音性を「遮音型サッシ」として規定【Ⅲ．２．(1）】

音響透過損失の平均値が 25dB 以上の遮音性をもつサッシを「遮音型サッシ」として推奨選択基準で規定した。同等の遮音性を有しているサッシに「アルミサッシＣ型」があるが、「アルミサッシＣ型」は構成・寸法等が比較的細かく定められているため、ここでは「アルミサッシＣ型」の規定に適合しないサッシで高い遮音性をもったサッシを対象としている。

f）推奨選択基準で「改修用アルミサッシ」を規定【Ⅲ．２．(1）】

従来「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ・アルミサッシ)」の推奨選択基準で規定していた「改修用アルミサッシ」をそのまま推奨選択基準として規定した。

g）推奨選択基準で「長寿社会対応サッシ」を規定【Ⅲ．２．(1）】

従来「サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ・アルミサッシ)」の推奨選択基準で規定していた「長寿社会対応アルミサッシ」をそのまま推奨選択基準として規定した。

＜参考＞

情報提供上の整理区分

１．サッシ認定基準の体系

サッシの認定基準の体系は、表－2 による。

表－2　サッシの体系

品目	
サッシ	木造住宅用サッシ
	ＲＣ造住宅用サッシ
	天窓

２．ＲＣ造住宅用サッシの種類は、表－3 による。

表－3　ＲＣ造住宅用サッシの種類

品目	種類
サッシ（ＲＣ造住宅用サッシ）	（遮音性 20dB 以上のサッシ）
	Ｂ型サッシ
	Ｃ型サッシ
	改修用サッシ
	断熱型サッシ
	遮音型サッシ
	長寿社会対応サッシ
	防火型サッシ
	BL-bs（防犯性能の向上に寄与する特長）

３．断熱型サッシの性能と地域区分

断熱型サッシの性能と地域区分は、表－4 による

表－4　断熱性能と地域区分

名称	断熱性（熱貫流率）	気密性	耐風圧性	水密性*	遮音性	対応可能地域区分
S 型	U≦2.33	A－4（旧等級２）	S－4 以上（旧等級 200）	W－4 以上（旧等級 35）	20dB 以上（100Hz ～ 2,500Hz）	Ⅰ～Ⅵ地域
1 型	2.33＜U≦2.91					Ⅱ～Ⅵ地域
2 型	2.91 ＜U≦3.49					
3 型	3.49 ＜U≦4.07	A－3（旧等級８）				Ⅲ～Ⅵ地域
4 型	4.07 ＜ U ≦ 4.65					

＊住宅に係わるエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準（平成１１年通商産業省・建設省告示第２号）に基づく地域区分。

４．アルミサッシ「Ｂ型」及び「Ｃ型」の性能

「アルミサッシＢ型」、「アルミサッシＣ型」の性能は、表－5 による

表－5　性能

名　　称	気密性	水密性*2	耐風圧性	遮音性	型　式
Ｂ型	Ａ－３ （旧等級８）	Ｗ－４ （旧等級 35）	Ｓ－４ （旧等級 200）	２１dB 以上 (100Hz～2,500Hz)	２００型
			Ｓ－６ （旧等級 280）		２８０型
Ｃ型	Ａ－３ （旧等級８） 又は Ａ－４ （旧等級２）	Ｗ－４ （旧等級 35）	Ｓ－６ （旧等級 280）	２５dB 以上 (100Hz～2,500Hz)	２８０型
	Ａ－４ （旧等級２）	Ｗ－５ （旧等級 50）	Ｓ－７ （旧等級 360）		３６０型

５．［品確法評価方法基準との関係］

１）　大項目：「５．温熱環境に関すること」

表示すべき事項：５－１．「省エネルギー対策等級」

表－ 6 地域ごとの熱貫流率による等級

品確法評価方法基準等級		等級４	等級３	等級２
Ⅰ地域	熱貫流率	２．３３以下	２．３３以下	３．４９以下
	ＢＬサッシの名称	Ｓ型	Ｓ型	１型　２型
Ⅱ地域	熱貫流率	２．３３以下	３．４９以下	４．６５以下
	ＢＬサッシの名称	Ｓ型	１型　２型	３型　４型
Ⅲ地域	熱貫流率	３．４９以下	４．６５以下	
	ＢＬサッシの名称	１型　２型	３型　４型	
Ⅳ地域	熱貫流率	４．６５以下		
	ＢＬサッシの名称	３型　４型		
Ⅴ地域	熱貫流率	４．６５以下		
	ＢＬサッシの名称	３型　４型		
Ⅵ地域	熱貫流率	６．５１以下		
	ＢＬサッシの名称	３型　４型		

＊熱貫流率の単位は　" Ｗ／（㎡・Ｋ）" とする。

＊住宅に係わるエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準
（平成１１年通商産業省・建設省告示第２号）に基づく地域区分。

２）大項目：「２．火災時の安全に関すること」

表示すべき事項：２－５．「耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部）」

表－ 7　ＢＬ部品が相当する等級

種　　類		品確法評価方法基準	
防火設備	Ｂ型サッシ	等級２	遮炎性能２０分以上
	Ｃ型サッシ		
	防火型サッシ		

3）大項目：「6．空気環境に関すること」

表− 8　表示すべき事項：「6 − 1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」

BL認定基準			品確法評価方法基準		
対象材料	ホルムアルデヒド発散速度	要求事項	部位	等級	基準の概要
構成部品に使用する材料	0．005 mg/㎡h 以下	F☆☆☆☆相当	内装仕上げ	等級3	居室の内装の仕上げに用いられる特定建材がF☆☆☆☆相当

4）大項目：「8．音環境に関すること」

表− 9　表示すべき事項：8 − 4．「透過損失等級（外壁開口部)」

種　　類		品確法評価方法基準
（RC造住宅用サッシ）	等級2	Rm（1/3） 20dB 以上 (100Hz～2,500Hz)
断熱型サッシ		
B型サッシ		
C型サッシ	等級3	Rm（1/3） 25dB 以上 (100Hz～2,500Hz)
遮音型サッシ		